



民間企業は2・2% (21年4月までに、さらに0・1%引き上げ)となり、従業員45・5人に1人の障害者の雇い入れが義務化されています。

**Q** 私は企業経営者です。障害者を雇用した経験がありません。雇入れの必要性は感じていませんが、さまざまな不安もあります。どう取り組めばよいでしょうか。

現在、おおむね1700人の障害者が鳥取県内のハローワークに登録、求職活動をしています。

**A** 障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)により、法定雇用率が規定されています。2018年4月から「とっとり障害者雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」により、法定雇用率が規定されています。2018年4月から「とっとり障害者雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」により、法定雇用率が規定されています。

### 障害者雇用、まず相談を

がい者仕事サポーター・生活支援センター「養成講座」を開催する(職場実習、定着支援)予定です。ぜひ参加しなどの機関が必要に応じてください。

障害者を支援している組んでいます。

機関はいくつかあり 障害者雇用に関する相談は、まず最寄りの外では、障害者職業セハローワークか鳥取労働局職業評価、仕働局職業対策課へ。適事の切り出し、職業準備(支援)や障害者就業します。

